

「いじめ重大事態調査報告書」の提言に対する再発防止策について

令和7年8月18日（月）

尾道市教育委員会 教育指導課

1. はじめに

本事案は、令和5年4月に、尾道市立小学校においていじめが発生し、その後、対象児童の欠席日数が30日を超えたことから、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「いじめ重大事態（第2号）」に当たると判断した。

その後、尾道市いじめ防止対策委員会により調査が行われ、令和7年5月28日付けで、「いじめ重大事態調査報告書」が尾道市教育委員会に提出された。

この調査結果及び提言を受け、尾道市教育委員会は、本事案を極めて重大なものと受け止め、以下のとおり再発防止策を策定した。

尾道市教育委員会は、本事案により明らかとなった課題を真摯に受け止め、学校が児童生徒にとって安全で安心して過ごせる居場所となるよう全力で取り組む。

2. 尾道市いじめ防止対策委員会からの提言

（1）学校への提言（調査報告書 P. 50～P. 52）

ア いじめ対応に関する研修を実施すること	イ 外部専門家との連携
ウ 記録の作成と保存	エ 給食指導における意識の見直し
オ 共感力、人間関係を育む生徒指導	

（2）設置者への提言（調査報告書 P. 52～P. 54）

ア 研修の実施、助言、補助	イ 外部専門家との連携
ウ 給食指導の見直し	エ 共感力、人間関係を育む生徒指導

3. 提言を受けての再発防止策

（1）教育委員会の取組

①早期（2学期が始まるまで）に実施すること

ア いじめ対応に関する研修の実施について

- ・校長会議において、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの定義」を再確認するとともに、提言を受けての再発防止策について周知する。
- ・教頭、教務主任、生徒指導主事を対象とした、再発防止策に関する研修を実施する。

イ 外部専門家との連携について

- ・学校からいじめ（疑いも含む）の報告を受け、外部専門家と速やかな対応ができるよう関係機関（市長部局やその他の行政機関）と学校支援体制について再確認する。

ウ 記録の作成と保存について

- ・各学校で活用できる標準的な記録様式を整備し、各学校へ周知するとともに、記録の作成・保存の支援を行う。

標準的な記録様式 ○生徒指導に係る対応記録

○保護者に係る対応記録

○関係機関等に係る対応記録

○学校いじめ防止対策委員会の議事録

エ 給食指導における意識の見直しについて

- ・毎月19日に実施している「感謝・完食の日」や、日常の給食指導において、過度な完食指導につながることはないよう、各学校へ周知する。
- ・給食時間中に、教職員が不在とならないよう、不在となる場合には、他の教職員による給食指導ができる体制づくりを進めるよう、各学校へ周知する。

②年間を通して（年度初め、学期初めに）実施すること

ア いじめ対応に関する研修の実施について

- ・尾道市教育委員会による、尾道市立小中学校教職員を対象とした研修会の中で、いじめ対応に関する内容を定期的に位置付けて開催する。各学校が実施する校内研修においては、学校の要望に応じて担当指導主事の派遣、研修資料の提供、研修内容への助言など、学校を支援する。
- ・尾道市教育委員会の担当指導主事は、他の自治体が開催する研修会等への参加を通して、正しい知識、適切な対応方針の在り方について学び、学校への助言や支援につなげる。

イ 外部専門家との連携について

- ・学校が外部専門家に相談できる体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察OB）の各学校への配置の充実を図る。
- ・速やかな対応ができるよう関係機関（市長部局やその他の行政機関）と学校支援体制について連携し、学校支援の充実を図る。
- ・重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案においては、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、所管の警察署と事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができる体制を強化する。

ウ 記録の作成と保存について

- ・各学校で活用できる標準的な記録様式の見直しを行い、各学校へ周知する。また、記録の作成・保存の支援を行うとともに、定期的に確認する。

エ 給食指導における意識の見直し（統一的な給食指導の基準）について

- ・児童生徒個々の配慮事項（例えば、アレルギー対応、食事の量、苦手な食べ物等）について、全教職員が状況を把握した上で給食指導を行う必要があることを、各学校へ周知する。
- ・各学校が作成している「食育全体計画」に、児童生徒個々の状況に応じ給食指導を行うという視点を加えて見直しをするよう指導する。
- ・給食時間中に、教職員が不在とならないよう、不在となる場合には、他の教職員による給食指導ができる体制づくりを進めるよう、各学校へ周知する。

オ 共感力、人間関係を育む生徒指導について

（ア）集団づくり

- ・尾道市教育委員会による、「生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な居場所づくり）」を踏まえた授業づくりについての研修をより一層充実させ、教職員の授業力の向上を図る。
- ・尾道市教育委員会による、多様性を認め、他者を尊重し、お互いの違いを理解し、児童生徒が安心して学ぶことができる学級集団づくりに向けた研修を実施する。
- ・学校の要望に応じて、校内研修に指導主事を派遣する。

(イ) 特別活動

- ・特別活動は、望ましい人間関係や、集団の一員として協力し合う態度など、自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶことができる場である。特別活動の充実に向け、各学校の実践する好事例を、校長会や教職員研修で紹介するなど、効果的な実践を市内全体に広げる。

(ウ) 道德教育

- ・道德科の授業の目的は、道德的価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道德性を養うことにある。道德科の授業をより充実させるため、道德教育推進教師を対象とした指導力向上研修を実施する。
- ・学校の要望に応じて、道德科の授業づくりや道德教育全体計画の在り方について、校内研修に指導主事を派遣する。

(エ) 「学校環境適応感の測定（アセス）」（以下「アセス」という。）

- ・全学校で「アセス」を活用し、児童生徒への支援や学級集団づくりにつなげるため、「アセス」の活用方法や分析方法についての生徒指導主事研修をより一層充実させるとともに、学校の要望に応じ校内研修等に指導主事を派遣する。

(2) 学校の取組

①早期（2学期が始まるまで）に実施すること

ア いじめ対応に関する研修の実施について

- ・全教職員に対し、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの定義」の正確な理解と学校はいじめ防止基本方針の再確認、再発防止策の周知を目的とした研修を行う。
- ・全教職員に対し、いじめ（いじめ疑いも含む）が生起して、解決に至るまでの対応の流れを、危機管理マニュアル「いじめ発生時の対応」を活用し再確認をする。その際、初動対応について重点を置いた確認をする。
- ・学校いじめ防止対策委員会の役割や構成員等を再確認する。

イ 外部専門家との連携について

- ・いじめ（いじめ疑いも含む）が生起した場合の学校支援体制について、関係機関（市長部局やその他の行政機関）ごとの連携窓口や担当者について再確認する。

ウ 記録の作成と保存について

- ・標準的な記録様式を活用し、いじめ事案への対応の経過を組織的に記録・保存する体制を整備する。また、聴取する際は必ず複数対応で行うことを徹底する。

○児童生徒からの聴取記録（聴取日時、聴取者、聴取場所、概要（5W1H）等）

○保護者との面談や連絡内容の記録（対応日時、対応者、説明内容、保護者の要望等）

○関係機関等（外部専門家、警察、行政機関、教育委員会）との連携経過の記録

○学校いじめ防止対策委員会の議事録（開催日時、参加者、議事の内容等）

○いじめ、体罰、セクハラアンケートの保存

エ 給食指導における意識の見直しについて

- ・毎月19日に実施している「感謝・完食の日」や、日常の給食指導において、過度な完食指導

につながることはないよう、全教職員が児童生徒の状況を把握し、個々の状況に応じた柔軟な給食指導を行うことができるよう共通理解を図る。

- ・給食時間中に、教職員が不在とならないよう、不在となる場合には、他の教職員による給食指導ができる体制を確認し、徹底する。

②年間を通して（年度初め、学期初めに）実施すること

ア いじめ対応に関する研修の実施について

- ・全教職員に対し、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの定義」の正確な理解と学校の「いじめ防止等に係る基本方針」の確認を行う。なお、学校の「いじめ防止等に係る基本方針」は毎年度見直しを行い、ホームページに掲載する。
- ・全教職員に対し、いじめ事案（いじめとして疑われる事案）が生起して、解決に至るまでの対応の流れの確認をする。特に初動対応の重要性を重視した研修を行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会等、いじめの未然防止やいじめ事案に対応する組織について強化を図る。

イ 外部専門家との連携について

- ・いじめ（いじめ疑いも含む）が生起した場合の学校支援体制について、関係機関（市長部局やその他の行政機関）ごとの連携方法や連携内容について確認する。
- ・いじめ（いじめ疑いも含む）が生起した場合には、教育委員会に即時報告し、事案によっては、外部専門家や教育委員会と連携を図りながら対応する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えた学校いじめ防止対策委員会を組織し、児童生徒の様子や学級の状況について情報共有を図り、専門的な立場からの助言を受ける。

ウ 記録の作成と保存について

- ・標準的な記録様式を活用し、いじめ事案への対応の経過を組織的に記録・保存する体制を確認し徹底する。なお、以下の記録やアンケート等の保存は5年間とする。
 - 児童生徒からの聴取記録（聴取日時、聴取者、聴取場所、概要（5W1H）等）
 - 保護者との面談や連絡内容の記録（対応日時、対応者、説明内容、保護者の要望等）
 - 関係機関等（外部専門家、警察、行政機関、教育委員会）との連携経過の記録
 - 学校いじめ防止対策委員会の議事録（開催日時、参加者、議事の内容等）
 - いじめ、体罰、セクハラアンケートの保存

- ・児童生徒への聴取や保護者との面談等については、必ず複数対応で行うことを徹底する。

エ 給食指導における意識の見直しについて

- ・保護者連携等を通じて把握した、児童生徒個々の配慮事項（例えば、アレルギー対応、食事の量、苦手な食べ物等）について、年度や学期の始まり時に、教職員間で共有する。
- ・就学前、小学校、中学校の校種間の接続において、食に関する情報連携を徹底し、情報の引き継ぎに漏れが生じないようにする。
- ・「食育全体計画」は、児童生徒個々の状況に応じた給食指導を行うという視点を加えて、見直しを行う。
- ・毎月19日に実施している「感謝・完食の日」や、日常の給食指導において、過度な完食指導

につながることはないよう、全教職員が児童生徒の状況を把握し、個々の状況に応じた柔軟な給食指導を行う。

- ・給食時間中に、教職員が不在とならないよう、不在となる場合には、他の教職員による給食指導ができる体制を確認し、徹底する。

オ 共感力、人間関係を育む生徒指導について

(ア) 集団づくり

- ・学習指導と生徒指導の一体化を図り、生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりを行う。
- ・授業では、児童生徒がお互いの良さや頑張りを認め合う活動を通して、自己有用感や達成感を実感できるようにするとともに、学級内での信頼関係や心理的安全性の高い学級集団づくりを行う。
- ・教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけるなど、「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」集団づくりを行う。

(イ) 特別活動

- ・児童会及び生徒会活動は、学校という社会的な環境の中で、多様な組織による集団活動を通して人間関係を学ぶ機会であり、生徒指導の充実に大きく貢献する教育活動である。そのため、生徒指導との関連を踏まえた児童会、生徒会活動を実践する。異学年交流活動等を通して、年齢や経験の異なる児童生徒が互いを理解し、思いやりの心を育てる機会をつくる。

(ウ) 道徳教育

- ・道徳教育を「心を育てる場」とするとともに、児童生徒及び教職員の人間関係を築く「生徒指導の場」とする。道徳科の学習過程においては、児童生徒同士及び教職員とのコミュニケーションを通じた人間的な触れ合いを重視し、相互の価値観を受け止め相手を尊重するなど、互いの人間関係や信頼関係の構築につなげる場とする。また、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習などを通して、実際の生活場面に主体的に対応できる実効性ある力の育成を図る。

(エ) 「学校環境適応感の測定（アセス）」

- ・各学校で実施している「アセス」の結果を分析することで、学級内の人間関係や個々の児童生徒の状況を客観的に把握する。その結果を基に、学級経営や個別の支援計画に反映させ、個別の支援や学級集団づくりにつなげる。

4. 再発防止策への取組に対する進捗管理について

- 早期（2学期が始まるまで）の再発防止策に対する研修について、各学校は、研修の実施状況を、尾道市教育委員会へ報告する。
- 再発防止策を徹底するため、各学校は、再発防止策に関する研修の実施状況について、毎学期末に尾道市教育委員会へ報告する。
- 尾道市教育委員会は、再発防止策について、不十分な点が出てきた場合には、適宜適切に見直しを行い、見直した再発防止策を学校に周知する。
- 尾道市教育委員会は、再発防止策の進捗状況について、尾道市いじめ防止対策委員会に、委員会開催時に報告する。